

認証システム監理特別小委員会要項

(令和3年5月25日図書館資料整備特別委員会決定)

第1条 この要項は、図書館資料整備特別委員会要項第7条第2項の規定に基づき、認証システム監理特別小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京都大学図書館機構における電子資料利用認証システム（以下「認証システム」という。）の運用にあたり、認証システムの利用許諾条件に反する不適切な利用が発生した場合の対処に関すること。
- (2) その他認証システムの運用に関し必要な事項の監理に関すること。

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 京都大学図書館協議会の協議員 1名
- (2) 情報環境機構基盤システム運用委員会の委員 1名
- (3) 情報環境機構の技術職員 1名
- (4) 附属図書館の職員 若干名
- (5) その他図書館資料整備特別委員会の委員長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第5号までの委員は、図書館資料整備特別委員会の委員長が委嘱する。

3 第1項第2号から第5号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 小委員会に主査を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 主査に事故があるときは、あらかじめ図書館資料整備特別委員会の委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第5条 小委員会は、主査が招集し、議長となる。

2 小委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 小委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7条 小委員会に関する事務は、附属図書館事務部研究支援課において処理する。

第8条 この要項に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な

事項は、小委員会が定める。

附 則

この要項は、令和3年5月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年5月30日から施行する。